○外務省告示第四百二十三号

平成二十一年七月三十日にプノンペンで、国道一号線改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十一年八月十四日

外務大臣　中曽根弘文

1　援助の目的及び内容　国道一号線改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十億五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　篠原勝弘在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

○外務省告示第四百二十四号

平成二十一年七月三十日にプノンペンで、コンポンチャム州メモット郡村落飲料水供給計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十一年八月十四日

外務大臣　中曽根弘文

1　援助の目的及び内容　コンポンチャム州メモット郡村落飲料水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億六千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　篠原勝弘在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

○農林水産省告示第千百十二号

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第三条第一項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十一年八月十四日

農林水産大臣　石破　茂

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向、生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項、米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項並びに米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項を定めるものである。

第一　米穀の新用途への利用の促進の意義

国際的な食料需給が、開発途上国の経済発展等の構造的な要因によりひっ迫していくと見込まれる一方、我が国の食料自給率は主要先進国で最低水準であり、食料の安定供給に対する国民の不安が発生している。

こうした中、我が国の気候風土に適した持続的な食料生産基盤である水田を維持し、これを有効活用していくことは、我が国の食料供給力の強化を図る上で極めて重要である。

現在、水田面積の約六割で主食用米の需要を賄える状況にあるが、残る約四割の水田における自給率の低い大豆・麦・飼料作物等の生産は、湿田である等の理由で円滑に進んでいない地域も存在しており、水田の活用は不十分となっている。

このため、水田における大豆・麦・飼料作物等の生産に加え、米粉用や飼料用といった新用途の米穀の生産・利用の拡大・定着に取り組んでいく必要がある。

この取組は、中長期にわたり継続的・安定的に進めることが重要であり、国としても継続的・安定的な支援を行うこととする。

第二　米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

1　生産者・製造事業者等の連携

(1)　主食用米の需給に影響を与えないようにするためにも、新用途米穀については、生産者・製造事業者・促進事業者が連携し、確実に流通・加工・消費されることが必要である。

(2)　特に、飼料用米の場合には、まとまった数量で安定的に供給できる流通ルートを確立することにより、飼料原料として相当量の利用が見込まれることから、農協等関係者が中心となって、流通ルートの確立に全力を挙げる必要がある。

2　競合品と競争し得る価格での供給

新用途米穀の需給規模を拡大するためには、輸入小麦・トウモロコシ等の競合原料と競争し得る価格で供給することが必要である。

3　生産・流通・加工コストの低減

新用途米穀の需給規模を拡大し、また、生産者等の所得を増大させていくためにも、コストの低減は重要であり、多収品種の導入、直播栽培の導入、バラ・フレコン流通の導入、効率的な加工方式の導入等に積極的に取り組むことが必要である。

4　消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発

(1)　新用途米穀の需給規模を拡大するためには、消費者等に受け入れられる商品（米粉製品、飼料用米を利用した飼料、それを利用した畜産物）の開発が必要である。

(2)　その際、輸入小麦・トウモロコシ等を原料とする商品の代替品にとどまらず、米の特性を踏まえた、より付加価値の高い商品の開発が重要である。

(3)　また、そうした商品に適した品種の導入も重要である。

第三　生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

1　生産製造連携事業

(1)　目標及び内容

第二の「米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向」に即して、生産・製造数量の拡大、コストの低減、消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発等に関する目標を設定するとともに、目標達成のための整合的かつ具体的な措置を記載する。

(2)　計画期間

三年以上五年以内とする。

2　新品種育成事業

(1)　目標及び内容

収量の増加、加工適性の向上等、開発する品種の目標を設定する。

(2)　計画期間

十年以内とする。

第四　米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

1　生産者と実需者とのマッチング

米穀の新用途への利用の促進には、まず生産者の意向と実需者のニーズが合致することが必要であることから、国・地方公共団体・農協等関係者は、生産者と実需者とのマッチングに努める。

2　米穀の新用途への利用の促進に関する理解の増進

国・地方公共団体・農協等関係者は、実需者等に米粉の種類や米粉及びそれを利用した製品の特性、飼料用米を原料とする飼料が畜産物に与える効果等の情報を提供するとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義についての消費者の理解の増進に努める。

第五　米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

1　地域の水田の有効活用

生産者は、新用途米穀の生産が大豆・麦等の本格的生産に支障を生じないよう、地域水田農業ビジョン等地域の農業振興計画との調和を図る。

2　新用途米穀の適正な流通の確保

(1)　新用途米穀を区分するための措置

生産者及び製造事業者は、新用途向けに生産された米穀が主食用として流通することのないよう、品種や栽培地の区分、主食用米との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行う。

(2)　帳簿等の備付け

生産者、製造事業者及び促進事業者は、新用途米穀及び新用途米穀加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付ける。また、地域水田農業推進協議会は、帳簿等の備付けの措置状況について確認を行う。

(3)　契約書における違約金条項の記載

事業者の転売行為等を抑止するため、新用途米穀に係る売買契約書において、新用途米穀を計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定する。また、地域水田農業推進協議会は、違約金条項の措置状況について確認を行う。

(4)　報告徴収の適切な実施

国は、認定生産製造連携事業計画の実施状況、特に新用途米穀の適正な流通を確認するため、報告徴収、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に基づく立入検査その他の措置を適切に実施し、適正な流通が認められない場合は、認定の取消し等必要な措置を講じる。